

平成29年度 初任者研修の手引

岐阜県の教育を支えるために

— 小・中学校 指導者用 —



岐阜県教育委員会
教育研修課



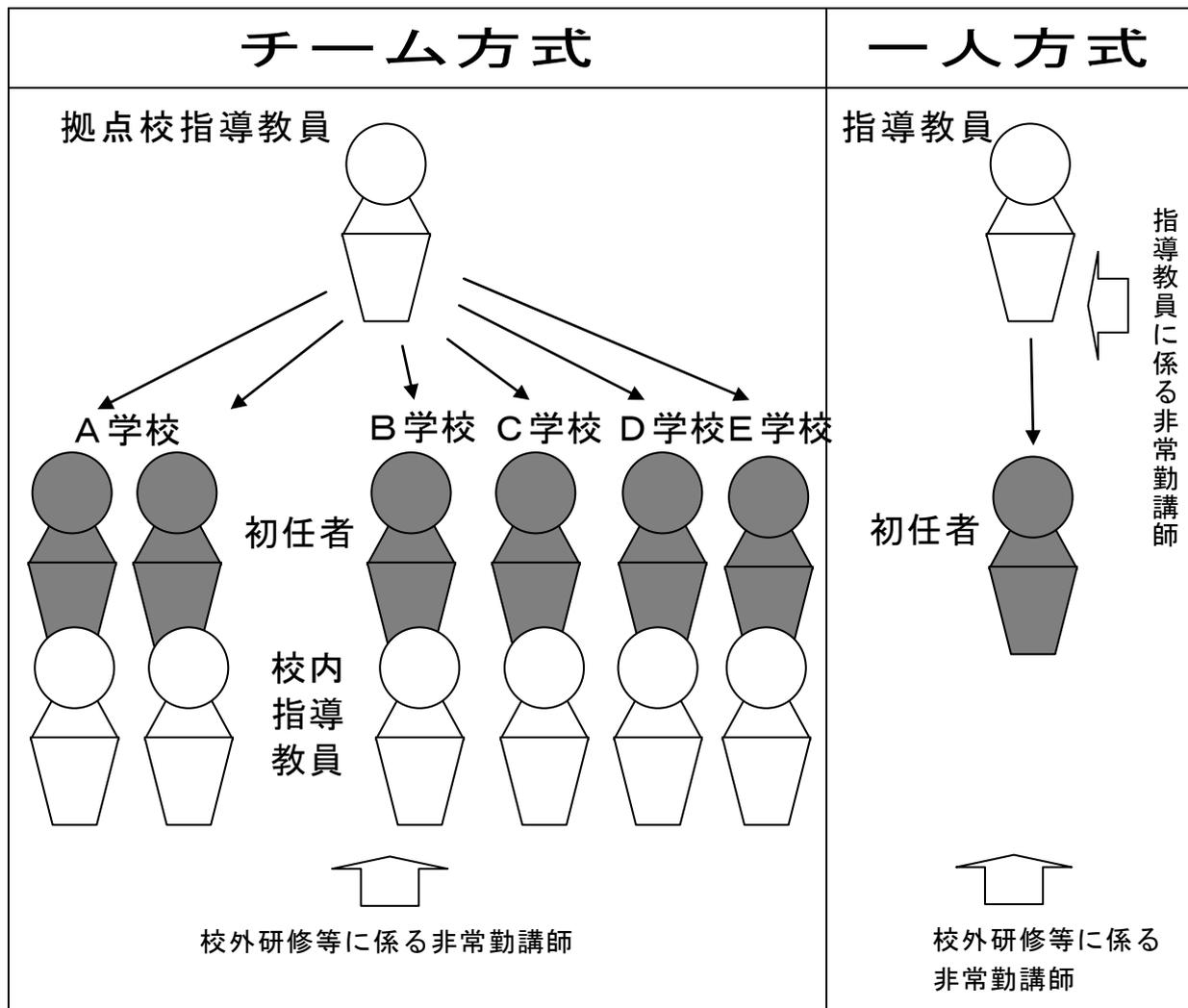
教育公務員特例法

(初任者研修)

第二十三条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。）に対して、その採用（現に教諭等の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む。附則第五条第一項において同じ。）の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（以下「初任者研修」という。）を実施しなければならない。

- 2 任命権者は、初任者研修を受ける者（次項において「初任者」という。）の所属する学校の副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭又は講師のうちから、指導教員を命じるものとする。
- 3 指導教員は、初任者に対して教諭の職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行うものとする。

初任者研修の指導方式



【公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正】

■初任者研修のための基礎定数の新設（初任者6人に1人）

初任者研修の実施に当たって

現代社会は情報化、国際化、少子高齢化がますます進んでいます。このような変化の激しい中で、価値観の多様化や人間関係の希薄化にともない、子供たちの規範意識の低下や社会性の欠如など、憂慮すべき問題が生じてきています。さらには、学力の低下が懸念される状況にもあります。こうした社会状況の中で、学校教育においては、子供たちが健康で豊かな心と確かな学力を身に付け、将来、地域や国内のみならず国際社会の一員として、たくましく生きていくことができる力を育成することが求められています。

岐阜県の小中学校では、教職員の団塊世代の大量退職による大量採用により、今後10年間で教職員のおよそ3分の1が退職し、新規採用者と交代します。そのため、若手教員の資質の向上は喫緊の課題となっています。こうした状況を踏まえ、岐阜県では、初任者研修、2年目研修、3年目研修、4年目研修、6年目研修を位置付け、切れ目のない研修プログラムを作成し、教員一人一人のキャリアに応じた研修ができるようにしております。このプログラムは、かけがえのない子供たちの未来を切り拓くため、教育専門職として、教科等の指導に関する専門的知識や高い指導技術はもちろんのこと、深い人間理解と教育的愛情をもち、児童生徒、保護者、地域の方々から信頼される人材を育成することを目指しています。

このプログラムにおいて、初任者研修は教員として成長する上で非常に大切な時期に、「実践的な指導力と使命感を養い、幅広い知見を身に付ける」ことを目的として実施される重要かつ意義深い研修です。とりわけ各学校において実施されている校内研修の充実を図ることが大変重要です。初任者にとっては、「教員として成長できた」と実感できる場はやはり学校であり、日々の教育実践を共にする職員が一丸となって初任者を育てていこうとする雰囲気は大きな力となります。「教員としての生き方は、最初に赴任した学校で決まる」とも言われます。初任者一人一人が自ら研鑽し続ける意欲と目標をもち続けられるよう、各学校においては、まずは3年間というスパンで初任者の成長や課題を見届け、「3年間で教師としての揺るぎない土台をつくる」ことを念頭に置いて研修を進めていただくことを期待します。

本書は、初任者研修を組織的・計画的に推進できるよう作成しました。各学校での特質を生かし、有効に活用されることを切に願っております。

平成29年3月

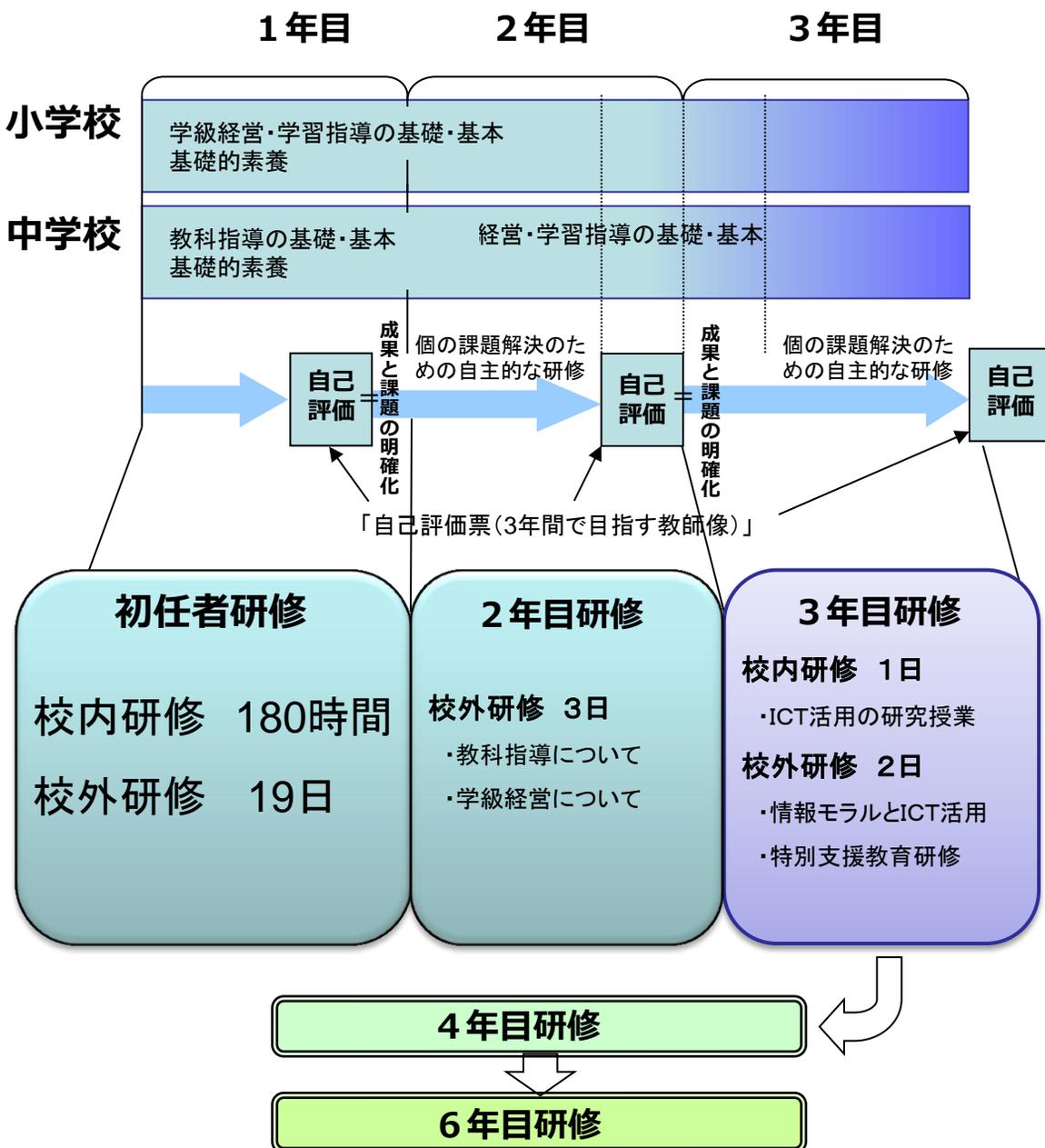
岐阜県教育委員会
教育研修課長

目 次

◆若手教員育成のための構想	1
◆チーム方式・一人方式 共通	2
・自己評価票（3年間で目指す教師像）	3
・初任者研修の指導体系	4
・指導体系図	5
・新規学卒者・若手教員に関わる研修（小学校対象）	6
・校内研修（180時間）◇小学校	10
・校内研修（180時間）◇中学校	13
・初任者研修実施校 校長等連絡協議会 指導教員等連絡協議会 実施要項	15
・連携校研修 実施要項	16
・教員は学校で育つ！「メンター制」のすすめ	17
◆一人方式 研修推進の具体	21
・初任者研修実施要項	22
・初任者研修の推進について	24
・年間指導計画の立案	26
・非常勤講師勤務実績簿	36
◆チーム方式 研修推進の具体	37
・初任者研修実施要項	38
・初任者研修の推進について	40
・年間指導計画の立案	42
・非常勤講師勤務実績簿	51
◆チーム方式・一人方式 共通	52
・市町村教育委員会用 初任者研修年間研修計画書及び報告書	53
・研修・指導の記録	54
・連携校研修計画書及び報告書	55
・計画書及び報告書等の提出	57

若手教員育成のための構想

「3年間で教師としての揺るぎない土台をつくる」



チーム方式・一人方式

共 通

- ・ 自己評価票（3年間で目指す教師像）
- ・ 初任者研修の指導体系
 - ◇新規学卒者・若手教員にかかわる研修（小学校対象）
- ・ 校内研修（180時間）
 - ◇小学校における校内研修の内容と時数の事例
 - ◇中学校における校内研修の内容と時数の事例
- ・ 初任者研修実施校
校長等連絡協議会 指導教員等連絡協議会 実施要項
- ・ 連携校研修実施要項
- ・ 教員は学校で育つ！「メンター制」のすすめ

自己評価票（3年間で目指す教師像）

地 区	学 校 名	小・中	名 前	1年目学級担任	2年目学級担任	3年目学級担任	担当教科
	立 学校						

* 1 学級担任は学年のみ記入，副担任は学年（副）と記入する。 * 2 担当教科は中学校及び小学校専科のみ記入する。

	評 価 項 目	1年目		2年目		3年目	
		前	後	前	後	前	後
教科指導	①教材研究を大切にして授業に臨んでいる。						
	②授業の目標を明確にして授業に臨んでいる。						
	③指導の流れや要点が明確な分かりやすい板書に努めている。						
	④個に応じた指導を重視し，児童生徒の活躍の場を与えて適切に評価している。						
	⑤授業の中で，仲間と共に学び合う場を効果的に位置付けている。						
	⑥【小学校】9教科の学習指導要領における目標や内容を理解し，授業を行っている。 【中学校】自分の専門教科の学習指導要領における目標や内容を理解し，授業を行っている。						
	⑦ICTを積極的に活用し，効果的な指導方法の工夫をしている。						
学級経営	①すべての児童生徒に温かく接し，児童生徒から信頼されている。						
	②朝の会や帰りの会で，児童生徒がよりよい学校生活を送ることを心がけられるような指導をしている。						
	③道徳の時間や特別活動の指導の仕方について工夫をしている。						
	④いじめや差別，生命の安全等に係ることは毅然として指導している。						
	⑤児童生徒に係る情報を保護者と共有し，保護者の思いを受け止めようとしている。						
	⑥児童生徒の実態を把握し，児童生徒同士の望ましい人間関係づくりを進めている。						
	⑦特別支援教育の目標や内容を理解し，その指導に積極的に関わっている。						
事務処理・社会人	①学級の様々な事務処理について理解し，適切に処理している。						
	②教科指導や学級経営について，校内の先生に相談をしながら進めている。						
	③集中して授業の準備等に取り組む等，残業を減らし，健康に留意して勤務している。						
	1日の平均残業時間（ 時間 分）	前 時間 分					
		後 時間 分					
	④校務分掌の種類，内容等を理解し，自分の役割を誠実にやり遂げている。						
	⑤社会人として服務を守るとともに，マナーを守って勤務できる。						
⑥他の職員と適切な人間関係を築き，組織の一員として協働的に関わっている。							
⑦校内で，後輩と共に高まろうとしている。							

【評価は4段階で行う】 1: そう思わない 2: どちらかというと思わない 3: どちらかというと思う 4: そう思う

※1年目は，前期及び年度末，2年目及び3年目は，各年度末に写しを提出していただきます。

◆校長の確認印

1年目		2年目		3年目	
前期	後期	前期	後期	前期	後期
印	印	印	印	印	印

初任者研修の指導体系

ねらい	教育公務員特例法第23条の規定に基づき、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を身に付ける。
-----	--

(1) 校外研修

県教育委員会		市町村教育委員会
教師としての使命感の高揚及び幅広い知見を身に付けるための研修	教科、領域、学級経営等の実践的指導力を高めるための研修	地域の理解及び地域連携についての研修
総合教育センターを主会場とする研修(3日) ○TV会議システムによる研修 ・教師の服務 ・社会人としてのマナー ・メンタルマネジメント ・学校における情報モラル教育 ・保護者への対応 ・教科指導力向上のための研修 ・教師としてのライフプラン 等	教育事務所が実施する研修(8日) ○授業研修 (4日) 示範授業, 研究授業等, 教師や児童生徒の姿を基にした研修 ※「小学校教諭の特別支援学級・通級指導学級」で採用された初任者は, 4日のうち3日は, 「特別支援学級・通級指導学級(小)新任担当教員研修」を受ける。この場合の3日については, 代替研修を行う必要はない。	市町村教育委員会が実施する研修(4日) <例> ・市町村の教育の方針と重点の理解 ・安全, 防災についての取組の理解 (危険箇所 の巡回等) ・生徒指導上の課題の理解 (保護司, 児童委員との懇談等) ・家庭, 地域との連携の理解 (PTA会長, 自治会長との懇談等) ※普通救命講習については, 市町村内の学校において実施していない学校がある場合は, 必ず実施すること。
○宿泊研修(3泊4日) [国立乗鞍青少年交流の家] ・教科指導力向上のための研修 ・野外体験活動 等	○連携校研修(4日) 研修課題を設定し, その具現に向けて, 研究授業, 授業研究等をチームで行う研修 ※小学校新規学卒者は, スタートアップ・プランセンター校研修に参加した日数分を連携校研修に充てる。	※4日間のうち, 2日間程度を「地域における豊かな社会性を育む研修」として位置付け, 人とのふれあいなどのある企業や公共施設等での体験的な研修とする。
7日	8日	4日

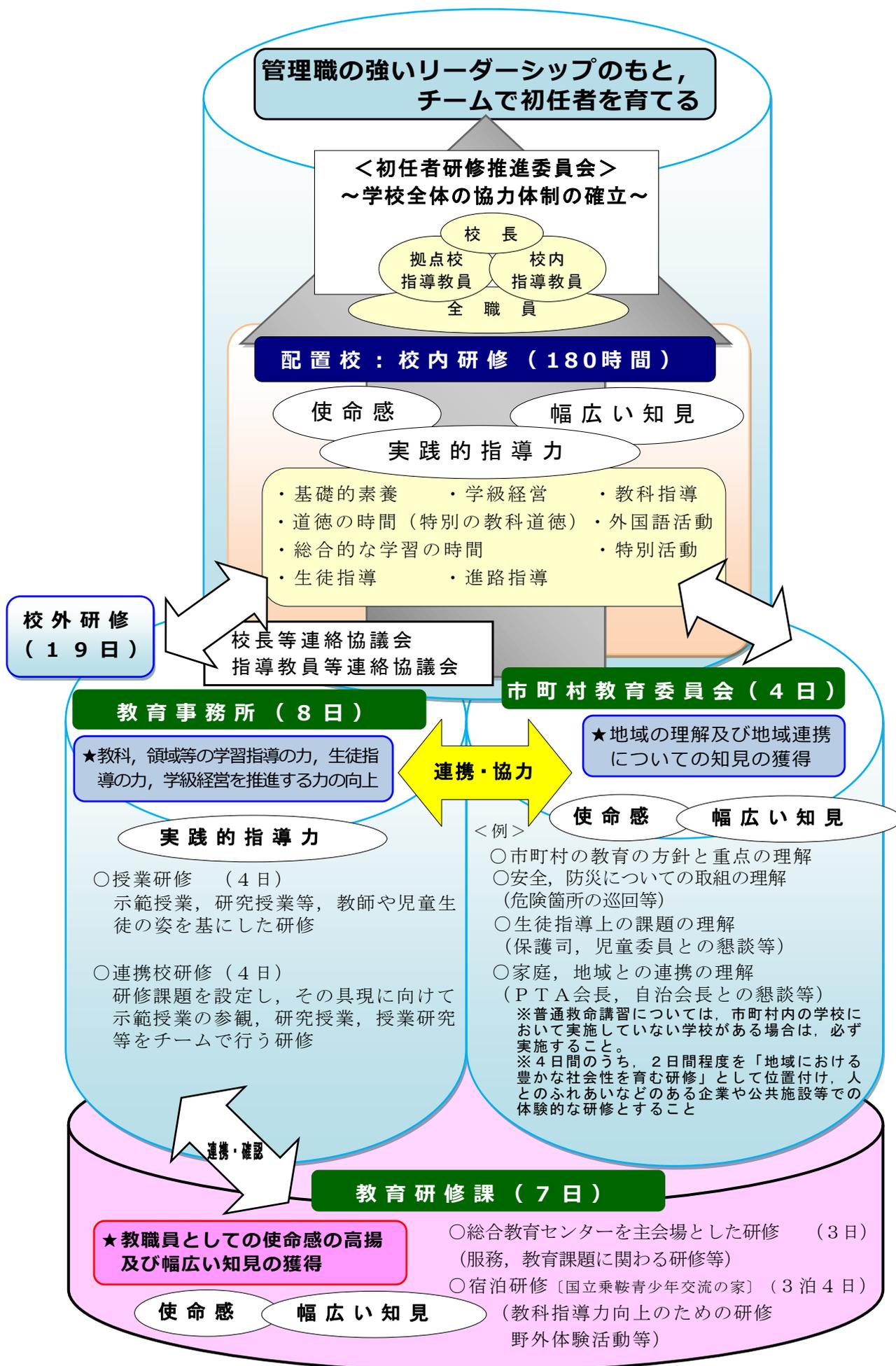
初任者研修実施校 校長等連絡協議会

初任者研修実施校 指導教員等連絡協議会

(2) 校内研修

学 習 指 導 「研」「示」「授」	一 般 指 導 「般」
○教科, 道徳, 外国語活動, 総合的な学習の時間, 特別活動 「研」 初任者による研究授業 「示」 指導教員等による示範授業(少なくとも30時間) 「授」 授業研究 ・指導計画の立案・単位時間の学習過程の工夫 ・学力を高める授業の在り方・教材研究について ・年間指導計画について・研究授業への臨み方 ・教材, 教具の工夫・教育機器等の活用 ・個に応じた指導の在り方・指導と評価の一体化について ・家庭学習の在り方 等	○基礎的素養 ・学校の教育目標の具現 ・安全管理・事故防止・人権教育 ・特別支援教育 ・食育・PTA活動 等 ○学級経営 ・組織づくり, 集団づくり, 児童生徒理解, 参観授業と保護者会 等 ○生徒指導 ・教育相談・いじめ, 問題行動への対処等
120時間程度(全体の3分の2程度)	60時間程度(全体の3分の1程度)
180時間以上	

<指導体系図>



新規学卒者・若手教員にかかわる研修(若あゆプラン) 【小学校対象】

	SUP総合教育センター研修	SUPセンター校研修	スペシャリスト実地研修
	<p>■指導主事から教科指導, 学級経営の基礎的な内容について学ぶ</p>	<p>■先輩教員の講話やメンター会議を通して, 教科指導, 学級経営の基礎的な内容や一般指導について学ぶ</p>	<p>■スペシャリスト(実践者)から教科指導, 学級経営, 生徒指導特別支援教育等について学ぶ</p>
SUP対象者	全員参加	全員参加	全員参加
新規学卒者 学級副担任	<p>希望により参加 ・中学校の免許教科を中心に希望した研修に参加</p>	全員参加	希望により参加
新規学卒者 学級担任		全員参加	希望により参加
初任者 2, 3年目教員 講師			希望により参加
申込み方法	<p>■総合教育センターHPの「研修・講座を知る」→「その他」→「スタートアップ・プラン」→「SUP総合教育センター研修」から申込み書をダウンロードして, 教育研修課へ提出する</p>	■不要	<p>■総合教育センターHPの「研修・講座を知る」→「その他」→「スタートアップ・プラン」→「スペシャリスト実地研修」から申込み書をダウンロードして, 勤務校の市町村教育委員会へ提出する</p>
備考		<p>■初任者はSUPセンター校研修に参加した日数分を連携校研修に充てる</p>	<p>■初任者がスペシャリスト実地研修に参加した場合, その時間数分を校内研修に充てる</p>

※SUPは「スタートアップ・プラン」の略

【全般】

- 1 平成 29 年度の新規学卒者・若手教員にかかわる研修は、現行の研修とどこが変更されるのか。
 - ・ 初任者研修校外研修の日数が現在の 20 日間から 19 日間になります。
 - ・ 新規学卒者や 2、3 年目教員、講師は、適宜「スタートアップ・プラン」の研修に参加することができるようになります。（以下、「スタートアップ・プラン」を SUP とする）
- 2 「SUP」とは。
 - ・ 小学校に勤務する初任者のうち一部の新規学卒者を対象とした研修システムです。対象者は、指導力に優れた教員の学級の副担任として勤務します。通常の初任者研修の他に、SUP 総合教育センター研修、SUP センター校研修、スペシャリスト実地研修に参加します。
- 3 新規学卒者とは。
 - ・ 平成 29 年 3 月に大学、又は大学院（教職大学院を含む）を卒業した者
- 4 「若あゆ」プランとは。
 - ・ 「SUP」の成果を還元した岐阜県の新しい若手教員育成システムの総称。初任者以外に、2、3 年目教員、講師が「若あゆ」プランの対象者です。

【SUP 総合教育センター研修】

- 1 SUP 総合教育センター研修では、どのような研修を行うのか。
 - ・ 総合教育センターで、指導主事から教科指導（9 教科）・学級経営の基礎的な内容について学びます。4 月から翌年の 2 月までの年間計 7 日間の研修があり、金曜日に実施します。
- 2 SUP 総合教育センター研修の実施要項は、どのように確認すればよいか。
 - ・ 総合教育センターの HP から、次の手順で、各教科の日程、研修内容を確認することができます。
「研修・講座を知る」→「その他」→「スタートアップ・プラン」→「各教科の実施要項」
- 3 どのような先生が参加できるのか。
 - ・ 新規学卒者のうち、学級副担任の先生が希望で参加できます。年間計 7 日間の研修の中から希望する教科等の研修を選ぶことができます。
- 4 申込みの方法は。
 - ・ 「SUP」の実施要項に、「SUP 総合教育センター研修」の申込み書のリンク先が示されています。申込み書に必要事項を記入し、学校から教育研修課の担当者宛にファックスで直接お申込みください。

【SUP センター校研修】

- 1 各地区の SUP センター校研修では、どのような研修を行うのか。
 - ・ 従来は、「SUP」対象者が集まり、先輩教員から教科指導や学級経営について講話を聞いたり、メンター会議を通して、若手教員がアドバイスをしたりしていました。なお、今年度から各教育事務所により、内容や回数は異なります。火曜日に実施します。

- 2 各地区のSUPセンター校は。
 - ・各地区で若手教員育成をリードする学校。各教育事務所管内に一校指定します。美濃地区、可茂地区は同一校とします。
- 3 SUPセンター校研修の実施要項は、どのように確認すればよいか。
 - ・総合教育センターのHPから、次の手順で、実施日や研修内容を確認することができます。
「研修・講座を知る」→「その他」→「スタートアップ・プラン」→「SUPセンター校研修 各地区の実施要項」
- 4 どのような先生が参加するのか。
 - ・新規学卒者が全員参加します。
- 5 申込みの方法は。
 - ・この研修は、新規学卒者が全員参加しますので、特に申込み必要はありません。
- 6 新規学卒者にとっては、校外で研修する機会が増えるが、負担増にはならないか。
 - ・SUPセンター校研修に参加した日数分を連携校研修に充てますので、負担増にはなりません。
- 7 連携校研修に参加しない場合、連絡は必要か。
 - ・連絡の必要はありません。連携校研修計画書に、実施日ごとに連携校研修に参加する初任者の名前を記入してください。
- 8 新規学卒者がSUPセンター校研修に欠席した場合は、代替研修を行うのか。
 - ・この研修は、全員参加の研修ですので、代替研修を行ってください。内容は、各教育事務所の指示に従ってください。

【スペシャリスト実地研修】

- 1 スペシャリスト実地研修では、どのような研修を行うのか。
 - ・スペシャリスト（実践者）が在籍する学校で、スペシャリストから直接、教科指導や学級経営、生徒指導、特別支援教育等について学ぶ研修です。
- 2 スペシャリスト実地研修の内容は、どのように確認すればよいか。
 - ・総合教育センターのHPから、次の手順で、確認することができます。
「研修・講座を知る」→「その他」→「スタートアップ・プラン」→「スペシャリスト実地研修 各学校の研修内容」
 - ※各地区で実施される研修の日程、研修内容の詳細は、5月上旬にHP上にアップします。
- 3 どのような先生が参加できるのか。
 - ・初任者、2、3年目教員、講師が参加できます。
- 4 申込みの方法は。
 - ・「SUP」の実施要項に、「スペシャリスト実地研修」の申込み書のリンク先が示されています。その申込み書に必要事項を記入していただき、学校から勤務校の市町村教育委員会の担当者宛にファックスで直接お申込みください。

- 5 勤務校の市町村に、SUP配置校がない場合は、スペシャリスト実地研修を受けられるのか。
- ・原則として、各教育事務所管内のSUPセンター校が実施するスペシャリスト実地研修に参加できません。(教育事務所の指示により、他の市町村が実施するスペシャリスト実地研修に参加することも可)
- 6 校外で研修する機会が増えるが、負担増にはならないか。
- ・初任者については、スペシャリスト実地研修に参加した場合、その時間数分を校内研修に充てますので、負担増にはなりません。

【その他】

- 1 上記において参加した研修は、記録しておく必要があるか。
- ・初任者については、通常の初任者研修と同じように「様式6」に記録します。2、3年目教員については、研修記録カードに記録します。
- 2 研修の申込み期間は。
- 【SUP総合教育センター研修】・・・4月3日(月)より
- 【SUPセンター校研修】・・・不要
- 【スペシャリスト実地研修】・・・5月上旬より
- ※上記の研修の申込み期限は、研修実施日の2週間前までとします。
- 3 研修する学校までの旅費はどうか。
- ・通常の研修と同様です。

校内研修（180時間）【小学校】

■校内研修の内容と時数の事例

月	一般指導 般 (例)	時間	学習指導 研 授 示 (例)	時間
4	①学校経営方針について	2	○教科 示 授 ・学習指導要領の理解 ・単位時間の学習過程の工夫 ・本時のねらいと評価規準 ・児童の実態 ・学習指導案の書き方 等	6 4
	①年度当初の学級事務処理について	2		
	①週案の書き方と活用	2		
	②学級経営方針と学級目標	2		
	②朝の会、帰りの会のもち方	2		
	①PTA活動と保護者会について	1		
	①事故発生時の措置と対応	1		
	①学校の運営組織について ①家庭訪問の意義と内容	1 1		
5	②学級組織づくり	1	○教科 研 示 授 ・発問の工夫 ・話し方、聞き方① ・板書の工夫 ・導入と学習課題の工夫 等 ○道徳の時間（特別の教科道徳） 示 等 ・道徳の目標、主題構成	5 5 5 1
	③基本的な生活習慣について	1		
	①校外学習における危機管理	1		
	③児童の言語環境について	1		
	※4月は、研修のスタートにあたり一般指導の時数が多く、5月は、遠足や校外学習が始まることを踏まえ、危機管理のマニュアル理解や緊急時の対応等については、しっかりと押さえておきたい。			
6	②学級の掲示物について	2	○教科 研 示 授 ・個に応じた指導について ・ノート指導 ・児童の実態と教材研究 ・支援の仕方と見届け 等 ○道徳の時間（特別の教科道徳） 示 授 等 ・主発問と補助発問 等 ○外国語 示 授 ・外国語活動の目標と内容 ○特活 研 ・行事への取組 ・学級の諸問題への対処 等	4 4 3 1 1 1 1 2
	②児童の褒め方、叱り方	1		
	①学校、学級環境～掲示物～	1		
	③いじめ問題の認識と指導の在り方	2		
	①安全指導～プールでの学習～	1		
	②通知表作成について	2		
	※児童が、学校生活や学級の仲間関係にも慣れてきたころであることを踏まえ、学級内の人間関係などをもとにした児童理解を深める研修を位置付けることができる。また、プール学習に関する安全指導や心肺蘇生法の研修など、時期をとらえて実施する研修を効果的に位置付けることも考えられる。			
	7	①特別支援教育について		
②所見についての指導		1		
②一学期の成果と課題		1		
③夏季休業期間の過ごし方		1		
※特別支援教育については、個別の指導計画の作成・実施・評価に関する研修や、特別支援学級や通級による指導における教育課程の編成などに関する研修を位置付けることができる。				
8	※一学期の研修記録の整理、宿泊研修の準備、二学期に向けての課題等について助言する。	0	○教科 授 ・教材教具の作成と教材研究	4
一学期累計		32	一学期累計	57
般			○教科 48 ○道徳の時間（特別の教科道徳） 3 研 15 ○外国語 2 示 22 ○総合 2 授 20 ○特活 2	
	① 基礎的素養 15 ② 学級経営 12 ③ 生徒指導 5			

9	<p>③不登校児童への理解と援助 ②運動会の取組と学級経営 ②リーダーとフォロアーの育成 ①児童の認め方と励まし方</p> <p>※夏休み明けの児童の様子をとらえることや、この時期に多くなる傾向がある不登校児童に関する研修を位置付けることができる。また、運動会を学級経営とのかかわりでとらえるための研修や、運動会を通してリーダー層を育てたり、仲間と一つのものをつくり上げたりすることなどに目を向けた研修を位置付けることができる。</p>	2 1 2 1	<p>○教科 研 示 授 等</p> <ul style="list-style-type: none"> 一斉指導と個別指導 主体的な学習の工夫 理科実験について（安全） 教育機器の活用 <p>○道徳の時間（特別の教科道徳） 示 等</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の教育活動との関連 <p>○特活 研 等</p> <ul style="list-style-type: none"> 運動会への取組 	2 1 2 1 1 1	
10	<p>①特別支援教育について ①学校保健について ①食に関する指導 ②個別懇談の目的と内容 ②個別懇談資料づくり</p> <p>※学校保健については、健康の保持増進に努める態度や意欲を育てる方法や実際の指導についての研修を位置付けたり、食に関する指導については、食育の意義やねらいを理解したり、学校給食に関する指導の在り方を学ぶ研修を位置付けたりすることができる。また「外国語活動」、「環境教育」、「国際理解教育」、「キャリア教育」など、さまざまな教育課題についての研修を位置付けることもできる。</p>	1 1 1 1 2	<p>○教科 研 示 授 等</p> <ul style="list-style-type: none"> 個のよさを伸ばす指導 児童の側に立つ指導 本時のねらいと児童の実態 話し方、聞き方③ 評価規準を指導に生かす <p>○道徳の時間（特別の教科道徳） 研 示 授 等</p> <ul style="list-style-type: none"> 道徳的実践と道徳的実践力 <p>○特活 研 授 等</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別活動のねらいと評価 	3 3 2 1 1 1 2 2	
11	<p>①人権教育の現状と課題 ③教育相談と児童理解 ②学級通信の生かし方 ②教室の環境整備</p> <p>※「教育週間」や12月の「人権週間」等にかかわる研修、問題行動・事故発生時や緊急対応等、具体的事例に学ぶ研修を位置付けることができる。その他、研修者の実態に応じて特に必要と思われる研修を位置付けることができる。</p>	1 2 1 2	<p>○教科 研 示 授 等</p> <ul style="list-style-type: none"> 学習集団の指導について 板書の構造化 学び方の指導 机間指導のポイント 教材の系統性と発展性 <p>○道徳の時間（特別の教科道徳） 研 示 授 等</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭、地域との連携 <p>○外国語 示 等</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本と外国の言語や文化 	5 3 3 1 1 1 1	
12	<p>②所見指導 ①学習評価の在り方 ②二学期の学級経営の成果と課題 ③冬季休業期間の生活指導について</p> <p>※20日間の校外研修もほぼ終了し、校内研修も終了に近づいている段階であることを踏まえ、これまでの研修の成果を振り返らせ、新たな目標の設定ができるよう助言したい。一般研修の内容は、評価等にかかわる実務に関連することを位置付けることができる。</p>	1 1 1 1	<p>○教科 研 示 授 等</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価規準と評定 体験的学習の位置付け 要援助児童への配慮と指導 提示、演示、実験等の工夫 <p>○総合 研 示 授 等</p> <ul style="list-style-type: none"> 探究的な学習の在り方 	3 1 1 1 1 1 2	
二学期累計		2 2	二学期累計		4 6
研	① 基礎的素養 6 計	5 4	○教科 2 9		
	② 学級経営 1 1		○道徳の時間（特別の教科道徳） 7 研	1 9 計	103
	③ 生徒指導 5		○外国語 1 示	1 3	
			○総合 4 授	1 4	
			○特活 5		

1	①特別支援教育（発達障がい等） ②三学期の学級経営について	1 1	○教科 研 示 授 ・効果的な資料の提示と活用 ・児童の反応のとらえ方 ・話し方・聞き方④ ・作品評価の仕方 ・児童の学習状況の把握 等	2 1 1
	※学級経営にかかわるまとめの研修を位置付 けたり、一人一人の児童をどのような姿で次 年度へ進級させたりするか等、具体的な見通 しをもつことができる研修を位置付けるこ とができる。特別支援教育については、児童 一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもて る力を高め、生活や学習上の困難を改善又は 克服するため、指導の在り方についての研修 を深めることが大切である。		○道徳の時間（特別の教科道徳） 研 授 ・授業に生かす資料分析 ○総合 示 授 ・ポートフォリオ評価 等	1 1 1 1
2	②学級懇談会の在り方 ①指導要録の記入の仕方について	1 1	○教科 研 示 授 ・補充的、発展的な学習について ・「確かな学力」の育成 ・意欲を高める学習指導 ・授業改善の視点 ・授業実践の成果と課題	2 1 2
	※2月、3月は校内研修の総まとめの時期であ ることを配慮して、年度末に必要な事務処理 に関する研修や、自己の研修を振り返り、次 年度へ向けての課題を明確にするための研 修を位置付けることが考えられる。 ①年度末の事務処理について ①次年度へ向けての課題	1 1	○道徳の時間（特別の教科道徳） 研 授 ・体験活動の充実 ○外国語 示 ・指導計画と内容の取扱いについて	1 1 1
3		0		0
三学期累計		6	三学期累計	17
般	※① 基礎的素養 4 計	60	○教科 9	120
	※② 学級経営 2		○道徳の時間（特別の教科道徳） 4 ※研 6 計	
	※③ 生徒指導 0		○外国語 1 示 5	
			○総合 2 ※授 6	
			○特活 1	
60時間 程度	① 基礎的素養 25時間 ② 学級経営 25時間 ③ 生徒指導 10時間	120 時間 程度	○教科 86時間 研 40時間 ○道徳の時間（特別の教科道徳） 14時間 ○外国語 4時間 示 40時間 ○総合 8時間 ○特活 8時間 授 40時間	

※校内研修については、各学校及び初任者の実態等に応じて各学校が主体的に研修内容を決定し、計画するものとする。

※校内研修にかかわる時数については、目安を示している。各学校の実態や研究内容、初任者の取得免許（教科等）を考慮して決定することが望ましい。

※示範授業については、少なくとも30時間は実施する。

※一般指導の学級経営に関する研修と、学習指導の特別活動に関する研修は関連していることを考慮する。

※3月は1年間をふり返り、次年度への準備をする期間とする。

校内研修（180時間）【中学校】

■校内研修の内容と時数の事例（専科）

月	一般指導 履 (例)	時間	学習指導 研 授 示 (例)	時間
4	①学校運営の方針と重点	1	○教科 研 示 授 ・年間指導計画と学習指導要領 ・生徒の関心を引きつける話し方 ・生徒の実態把握の仕方 ・上手な聞き方、話の引き出し方 ・教師の立つ位置、目線 等	1 2 3
	①学校運営組織と校務分掌について	1		
	②学級開きについて	1		
	②学年の運営方針と学年目標	1		
	①週案の意義と活用について	1		
	②朝の会、終わりの会について	1		
	①PTA活動について	1		
①家庭訪問の在り方	1			
5	③校区の実態、生徒の実態について	1	○教科 研 示 授 ・生徒の反応のとらえ方 ・本時のねらいと評価規準 ・観点別評価と絶対評価 ・導入と学習課題の工夫 ○特活 示 授 ・特活の目標と内容 等	3 5 4 1 1
	②学級組織づくりについて	1		
	①健康安全指導について	1		
	②学校行事と学級経営	1		
	③基本的な生活習慣の指導	1		
	①学校図書館の活用について	1		
6	①危機管理対応についての理解	1	○教科 研 示 授 ・個に応じた指導の在り方 ・少人数指導について ・テスト問題と評価について ・自校の研究主題と授業 ○道徳の時間（特別の教科道徳） 示 授 ・道徳の目標と内容項目 等	4 3 4 1 1
	③日常的な教育相談の在り方	2		
	①部活動の指導と安全対策	1		
	②学級掲示物の意味と役割	1		
	①評価と成績処理について	1		
	①教育通信記入上の留意点	1		
	③生徒理解と生徒指導	1		
7	①生徒会活動について	1	○教科 研 示 授 ・累積的評価の評定への総括 ・学習指導内容の構造化 ・教える内容と考えさせる内容 ・ノート指導 ・見届けと指導・援助の仕方	3 3 2
	③いじめ問題への対応	2		
	①特別支援教育（発達障がい）	1		
	③夏季休業期間の生活指導	1		
8	※一学期の研修記録の整理、宿泊研修の準備、二学期に向けての課題等について助言する。	0	○教科 授 ・教材教具の作成と教材研究	4
9	③不登校生徒への理解と援助	1	○教科 研 示 授 ・学習指導要領の理解 ・主発問と補助発問 ・板書の工夫 ○道徳の時間（特別の教科道徳） 示 授 ・主題構成の仕方 ○特活 研 示 授 ・学級指導の在り方	3 3 2 1 1 1 1
	②体育大会と学級経営	1		
	③問題行動のある生徒への対応	1		
	①家庭学習の意義	1		
	①学校と家庭との連携について	1		
	①教育機器の効果的な活用	1		
10	②学級リーダーの育成	1	○教科 研 示 授 ・評価規準の活用 ・机間指導のポイント ・資料の提示、効果的な活用 ○道徳の時間（特別の教科道徳） 研	3 4 3 1
	①食に関する指導	1		
	①総合的な学習の時間の指導	2		
	①人権教育の現状と課題	1		
	③進路指導（キャリア教育）の在り方	1		
	③生徒理解と教育相談	1		

			<ul style="list-style-type: none"> ・道徳的実践力の育成 授 ○総合 研 ・総合的な学習の時間の評価について 示 	1 1 1
11	<ul style="list-style-type: none"> ①開かれた学校（教育週間） ②文化祭の取組と振り返り ①保護者への対応と家庭との連携 ①学校保健室の利用と生徒理解 	1 1 1 1	<ul style="list-style-type: none"> ○教科 研 ・学習集団の指導について 示 ・自ら学ぶ態度の育成 授 ・学び方の指導について 授 ○総合 示 ・総合的な学習の時間の展開について 授 ○特活 示 ・特活の単位時間の指導過程 授 	5 2 3 1 1 1 2
12	<ul style="list-style-type: none"> ①三者懇談の意義ともち方 ③進路相談の在り方 ②生活記録を生かした学級経営 ②支持的風土が醸成された学級経営 ②評価と指導要録 ③冬季休業期間の生活指導 	1 1 1 1 1 1	<ul style="list-style-type: none"> ○教科 研 ・個の学習状況の把握の仕方 示 ・選択教科について 授 ・補充的、発展的な学習について ・要援助生徒への支援 ・個のよさを生かす授業展開 ・一斉指導と個別指導 	5 2 3
1	<ul style="list-style-type: none"> ③不登校生徒への理解と援助 ①道徳教育と道徳の時間 ①地域ぐるみの道徳教育 ②学級集団の規律の形成 ①特別支援教育の推進 ②学級通信と学級経営 	1 1 1 1 1 1	<ul style="list-style-type: none"> ○教科 研 ・自作教材の作成 示 ・学習を深化させる指導 授 ・「確かな学力」の育成 ・教材の系統性と発展性 ・ねらいとまとめの工夫 	5 2 3
2	<ul style="list-style-type: none"> ②担任実習①（朝活，給食，終活） ②担任実習②（朝活，給食，終活） ①学年度末の事務処理について 	1 1 2	<ul style="list-style-type: none"> ○教科 研 ・意欲を高める学習指導 示 ・授業改善の視点 授 ・授業実践の課題と成果 ○道徳の時間（特別の教科道徳） 研 ・道徳の資料分析と展開 授 ○総合 示 ○特活 研 ・学級の諸問題への対処 授 	3 1 4 1 1 1 1 1
3		0		0
60時間程度 ①基礎的素養 29 計 ②学級経営 16 ③生徒指導 15		60	120時間程度 ○教科 97時間 研 40計 ○道徳の時間（特別の教科道徳） 8時間 示 35 ○総合 6時間 授 45 ○特活 9時間	120

※校内研修については、各学校及び初任者の実態等に応じて各学校が主体的に研修内容を決定し、計画するものとする。

※校内研修にかかわる時数については、目安を示している。各学校の実態や研究内容等を考慮して決定することが望ましい。

※示範授業については、少なくとも30時間は実施する。

※初任者が学級担任をもつ場合は、小学校の時数例示を参考にして計画を立案する。

※3月は1年間をふり返り、次年度への準備をする期間とする。

平成29年度

初任者研修実施校校長等連絡協議会実施要項（小・中学校）

1 ねらい

初任者研修実施校の校長に対して初任者研修の内容を徹底するとともに、実施校相互の連携及び情報交換等により、若手教員の育成を含む初任者研修の円滑かつ効果的な実施を図る。

2 協議内容

- ・初任者研修の内容・方法の在り方について
- ・拠点校指導教員，校内指導教員，指導教員の役割と校内指導体制づくりについて
- ・校内研修の活性化と若手教員が育つ学校づくりについて
- ・連携校研修の内容と方法について
- ・非常勤講師の適正な運用について
- ・初任者研修の実施上の諸問題の交流

3 実施方法

- ・教育事務所ごとに年1回を原則とする。

4 参加者

- ・原則として初めて初任者研修実施校の校長となった者及び希望者
- ※内容の大幅な変更がある場合等，全員に周知が必要になった場合には，全員を集めることもあるという意味で「原則として初めて」とした。

平成29年度

初任者研修実施校指導教員等連絡協議会実施要項（小・中学校）

1 ねらい

拠点校指導教員及び校内指導教員，（一人方式においては）指導教員に対して研修の内容を徹底するとともに，実施校相互の連携及び情報交換等により，若手教員の育成を含む初任者研修の円滑かつ効果的な実施を図る。

2 協議内容

（1）実施内容の理解

- ・初任者研修全体の理解及び連携校研修，校内研修の位置付けについて
- ・拠点校指導教員，校内指導教員，指導教員の役割と主な職務内容について
- ・研修実施計画書及び報告書の作成に関する配慮事項について
- ・連携校研修のプランづくりについて

（2）指導の工夫について

- ・初任者一人一人の力量や特性，悩みに対応した指導の在り方について
- ・初任者の主体的な研修を促す指導・助言について
- ・効果的な連携校研修の在り方について
- ・校内指導体制を生かした初任者を含めた若手教員の育成について
- ・初任者研修の実施上の諸問題の交流

3 実施方法

- ・教育事務所ごとに年2回を原則とする。

4 参加者

【第1回】（主に実施内容の理解について）

- ・原則として初めて拠点校指導教員，校内指導教員，（一人方式においては）指導教員になった者及び希望者

※内容の大幅な変更がある場合等，全員に周知が必要になった場合には，全員を集めることもあるという意味で「原則として初めて」とした。

※非常勤講師が指導教員の場合は，代理の者が出席する。

【第2回】（主に指導の工夫について）

- ・拠点校指導教員，校内指導教員，（一人方式においては）指導教員

※校内指導教員が複数の場合は，代表者のみの参加も可とする。

※非常勤講師が指導教員の場合は，代理の者が出席する。

1 ねらい

- (1) 示範授業を参観したり、研究授業や授業研究を行ったりすることを通して、教科、領域等の実践的指導力の向上を図る。
- (2) 年間の研修課題に沿って、初任者が話し合いながら研修を企画、運営することを通して、自ら学ぶ力、創造的に仕事をする力、チームで仕事をする力の向上を図る。
- (3) 拠点校指導教員の指導力向上と、各校の協力指導体制、校内指導体制の連携、強化を図る。

2 連携校の対象

拠点校指導教員が担当する初任者。

※指導教員一人方式で実施している学校については、最寄りの連携校研修に参加して行う。

3 研修日程

校外研修の4日間として、各連携校の都合等により研修日程を決定する（ただし、他の校外研修等と重ならないように留意し、原則、火曜日を研修日とする。また、夏季休業期間に4日間のうち1日を研修日として設定してもよい）。

4 連携校研修の計画書及び報告書

- (1) 拠点校指導教員は、教育事務所の指導を基に、各連携校の校内指導教員と連携して連携校研修の計画書及び報告書を作成し、本務校及び兼務校等の校長の指導・助言を得る。
- (2) 拠点校指導教員から連携校研修の計画書及び報告書の提出を受けた本務校の校長は、その計画書及び報告書を市町村教育委員会に提出する。
- (3) 市町村教育委員会は、連携校研修の計画書及び報告書を教育事務所に提出する。
- (4) 教育事務所は、連携校研修の計画書及び報告書に、必要に応じて指導・助言を行う。

5 研 修

- (1) 教育事務所における研修8日間のうち4日間を連携校研修とする（研修は終日を原則とするが、各校の実態等に応じて、半日研修も可とする）。
- (2) 教育事務所の指導主事は、初任者が連携校研修のねらいや実施方法について理解できるようにするとともに、教科、領域等の指導上の課題を基に、連携校研修の研修課題をもつことができるようにする。
- (3) 拠点校指導教員は、初任者が教科、領域等の実践的指導力を高められるよう、研修の企画、実施、研修成果のまとめ等について、初任者の実態に応じて指導・助言を行う。
- (4) 拠点校指導教員は、必要に応じて校長や教頭、他の教諭等の指導・助言を受ける。

研修の進め方（例）

第1回事務所研修 実践交流「授業実践の成果と課題」（同じ拠点校の者同士で行う。）

- ・4月からの授業実践における悩みを交流し、連携校研修の研修課題の原案を決める。

↓

第1回連携校研修 研修課題の決定と研修計画の作成

- ・拠点校指導教員等の指導・助言を受けながら研修課題を決定し、研修計画を決める。

↓

第2～3回連携校研修 研修計画に沿った研修の実施

↓

第4回連携校研修 研修成果のまとめ

その他

- ・教育事務所は可能な範囲で連携校研修に出向き、必要な指導・助言を行う。
- ・連携校研修については、各校より提出された計画書の日程などに基づいて実施する。

教員は学校で育つ！ 「メンター制」のすすめ

教育研修課

○なぜメンター制が必要か

大量退職・大量採用

- 本県の教職員の年齢構成は、全教職員の33.7%を50代が占めている（平成27年5月1日現在）。→そのため10年後には教職経験10年目までの教職員が全教職員の約3分の1を占めることが予想される。
- 中堅の教職員が少ないため、以前のように、先輩から経験年数の少ない教職員に指導技術や子供・保護者との接し方などのノウハウが自然な形で伝承できる状況がなくなりつつある。
- さまざまな校務を経験年数の少ない教職員が担っていかなければならない。

経験年数の少ない教職員の実践的指導力の育成が求められている

- 経験年数の少ない教職員に対して、継続的な校内研修の機会を設定し、その内容の充実を図ることが重要である。

そこで

メンター制の活用！！

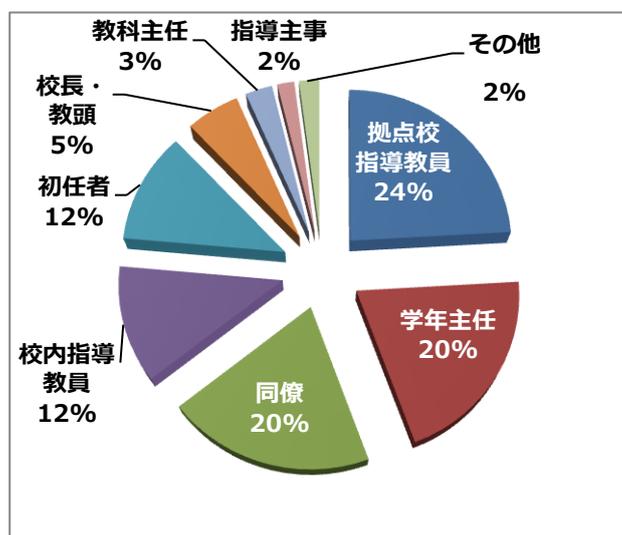
1 メンター制とは

人材育成の手法の一つで、メンターと呼ばれる経験者が、経験の少ないメンティに対し手本を見せたり、指導や支援をしたりすることです。

職場で自然発生的にメンターとメンティの関係が生まれることが理想ですが、意図的に生まれるように考えられたのがメンター制です。メンター制を具体的に機能させるためには、メンターチームが有効です。メンターチームとは、校内において複数の先輩が複数の初任者や経験の浅い教職員と、継続的、定期的に交流し、信頼関係を築きながら、日常の活動を支援し、精神的、人間的な成長を支援することにより、相互の人材育成を図るものです。

2 メンターチームのメリット

初任者研修のアンケートの結果を見ると、関わりが深かった人として、年齢の近い同僚や初任者が多いということが分かります。指導教員等による研修に加え、近い世代でメンターチームをつくることによって気軽に相談し合い、相互に学び合うことが経験の浅い教職員の早期育成に有効であると考えられます。また、こうしたメンターチームによる活動が、職場に「日常的に」「気軽に」「本音で」話せる雰囲気を作り出します。さらにメンターチームに多くの教職員を巻き込んでいくことで、人的ネットワークが学校全体に広がり、同僚性が高まります。



【関わりが深かった人】平成28年度初任者研修（小・中）アンケート

3 実施に向けて

(1) 管理職がマネジメントする

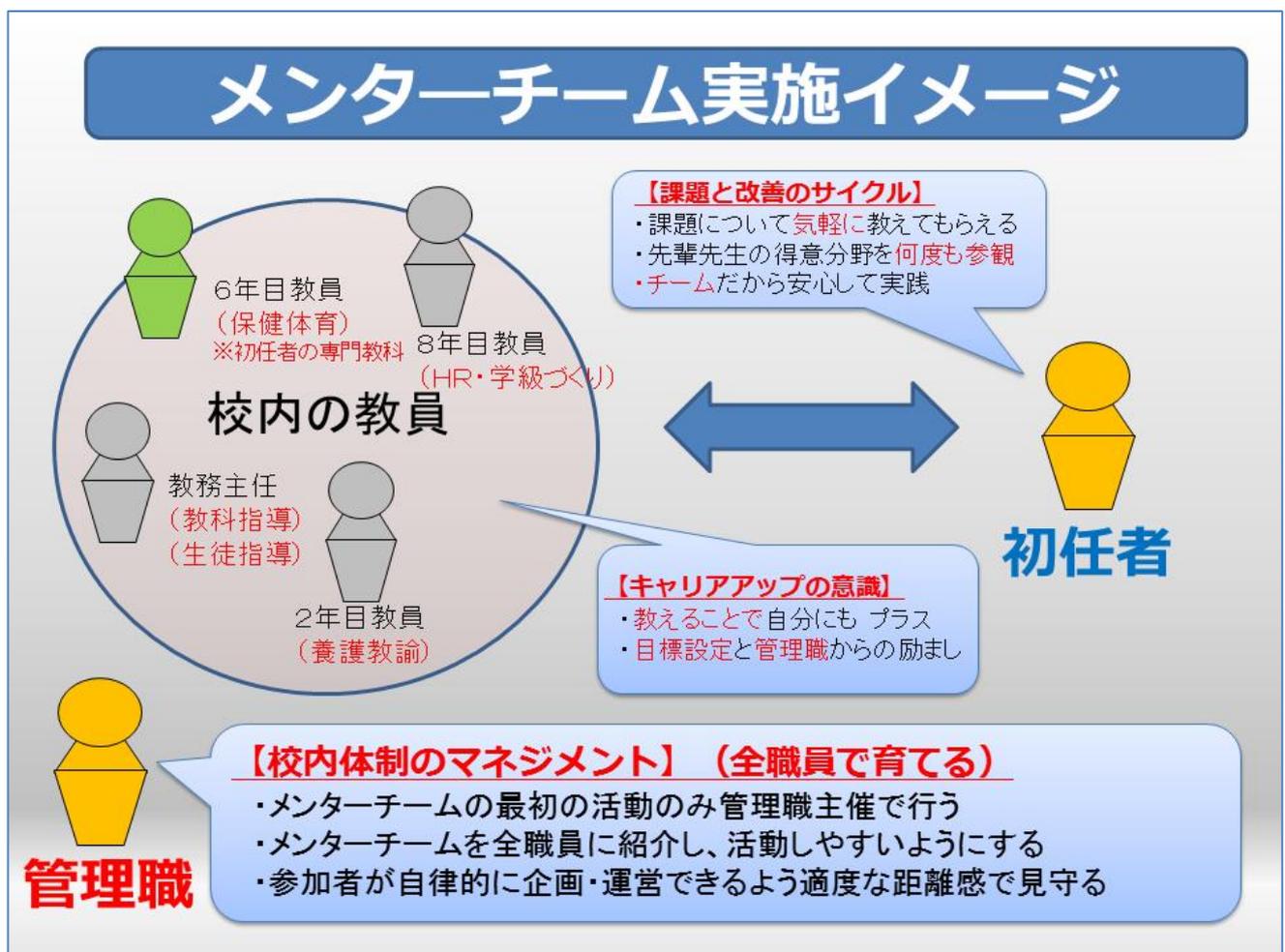
管理職は経験年数の少ない教職員を取り巻く状況等を把握し、以下のような手順で活動が始まるようマネジメントし、活動を見守ります。

- ①メンターチームの構成メンバーを決定する（経験年数、年齢、所属学年や教科等も考慮する）
- ②メンバーが相互に学ぶことができる適正な人数にする
- ③メンターチームの活動を通して、どのような力を身に付けてほしいかを伝える
- ④メンターチームの最初の活動は管理職主催で行い、活動をスタートさせるきっかけをつくる
- ⑤活動しやすいよう全職員にメンターチームの紹介をする

(2) 経験年数に応じた研修との関連を図る

経験年数に応じた研修の在勤校研修で研究授業や授業研究を行う際、メンターチームを中心に取組んだり、6年目研修で学ぶメンタリングの知識・技能を生かして、6年目の教職員が中心になってチームを運営したりするなどし、経験年数に応じた研修と関連させることでより充実したものになります。

[メンターチーム実施イメージ]



メンターチームを導入した実践例

A 小学校メンターチーム「MOTTO」

- ～もっともっと学びたい，授業力をつけたい，指導力をつけたいと願って～
- <メンバー> 8年目までが対象：7人
内訳：1年目（2人）2年目（2人）3年目（1人）8年目（1人）講師（1人）
- <開催日程> 毎週火曜日に実施日を固定
- <内 容> ・毎週，1週間の実践を持ち寄って互いに学び合う研修とした。

工夫点及び配慮点

- ◇メンターチームによる研修を校長が主催し，単年度で終わるのではなく，継続的に学校で若手育成のシステムが定着するよう配慮した。

B 中学校メンターチーム「若手勉強会」

- <メンバー> 1年目～3年目まで及び講師が対象 7人
内訳：1年目（2人）2年目（1人）3年目（2人）講師（2人）
- <開催日程> 月1回程度
- <内 容> ・宿泊研修や修学旅行，体育祭などの学校行事の学級経営への活かし方などを先輩教師から学んだ。
・全校研究会に向けた模擬授業を若手で行い，意見交換をした。

工夫点及び配慮点

- ◇校長の呼びかけで3年目教員が中心となって，若手教員の勉強会を開催している。単年度で終わるのではなく，継続的に若手育成のシステムが学校に定着するよう配慮した。

C 小学校「若者勉強会」

- <メンバー> 3年目までが対象
- <開催日程> 2ヶ月に1回（2～3時間）
- <内 容> ・学級経営（主な内容：例「後期どういうスタートをきるか」）
・学級通信を通して学び合う。

工夫点及び配慮点

- ◇「若者勉強会」の研修を校長が主催し，単年度で終わるのではなく，継続的に学校で若手育成のシステムが定着するよう配慮した。

D 小学校「クロス研修」（社会科の授業の進め方）

- <メンバー> GW（がんばれ 若手の会）のメンバー
*参加したい（意欲がある）職員は参加可
- <開催日程> ○月□日（△）
- <内 容> ・5年目のA教諭が，第6学年社会科の自主研修を行う。
・そこに，GWの会のメンバーが授業を参観し，研究会にも参加する。
・事前に，A教諭から，授業を見る視点について説明を受け，社会科の学習をどのように進めているのかを大まかにつかんでおくようにする。
・研究会では，積極的に感想・意見を交流し，A教諭が教科として，学級経営として大切にしてきたことをつかむようにする。
・指導者からは，A教諭の授業についての指導と，社会科の授業の進め方についての指導をお願いし，社会科の学習の進め方の見直しや今後の見通しをもつことができるようにする。

工夫点及び配慮点

- ◇若手が互いに切磋琢磨しながら，自分磨き・仲間磨きができるように主体的に参加できるような雰囲気を大切にした。

E 小学校 初任者が学べる体制づくり（教科の専門性）

- ＜体制＞大規模校である利点を生かし、校内の教科スペシャリストから学ぶことができる体制を整える。
- ＜内容＞・校内の教科スペシャリストから教科指導について学ぶ。
・授業参観のリハーサルとして模擬授業を行う。
・模擬授業に対して、全職員をチームに分け、板書の書き方等を助言する。

工夫点及び配慮点

- ◇2年目以降自信をもって教科指導に当たることができるように、また、全職員が若手を育てることを通して自らの指導力の向上につなげるように、全職員を巻き込んだ研修体制を管理職がマネジメントする。
- ◇チーム（講師を含む）で取り組める体制を整備する。

若手教員育成プロジェクト『プロジェクトW』

目的 ◎計画配置対象者及び講師を中心に、若手教員をチームとして支える。

- ・学校経営や授業指導のノウハウを若手教員に伝える。（伝承する）
- ・教員（社会人）としての「常識」を教える。（鍛える）

内容 ◎対象者は、チームのメンバーに指導を求める。

- ・対象者（直採・講師・計画配置）に授業提供をする。（授業を見せる）
- ・対象者の授業を参観する。（授業を指導する）
- ・対象者に声をかける。（人間関係作りを教える）

年度末に総合評価を行い、対象者の成長を確認する。

*メンバーは運動会のA組・B組を基本として編成する。

【主な成果】

初任者にとって

- ・初任者は、定期的にメンター制を取り入れた研修に参加し、若手教員をはじめ同僚職員とかかわることを通して、自分の思いや考えを伝えたり、メンターの実践を聞いたりして、校内において多くの職員と人間関係を構築することができる。また、このことが校内での孤独感、疎外感の解消にもつながり、所属意識が高めることにつながる。
- ・初任者にとって、他の教諭の教科、領域等の授業を参観する機会が確保されることにより、具体的な実践を通して教科、領域等の指導について深く学ぶことができる。

若手教員にとって

- ・初任者の悩みを聞いたり、自分の実践を伝えたりすることを通して、初任者を育てていくというメンターとしての意識が芽生える。

管理職にとって

- ・若手教員の状況をつかみ、一人一人の教員に適した課題を本人と確認することができた。若手教員に対し、課題に応じた研修の設定など、指導・助言を行うことができる。

校内全体にとって

- ・メンター会議に参加することで、若手教員の状況を全職員でつかみ、思いや悩みを理解することができた。ベテラン教員から若手教員に普段から接する機会も増え、「校内で若手教員を育成していく」意識が高まり、人材育成につながる。

